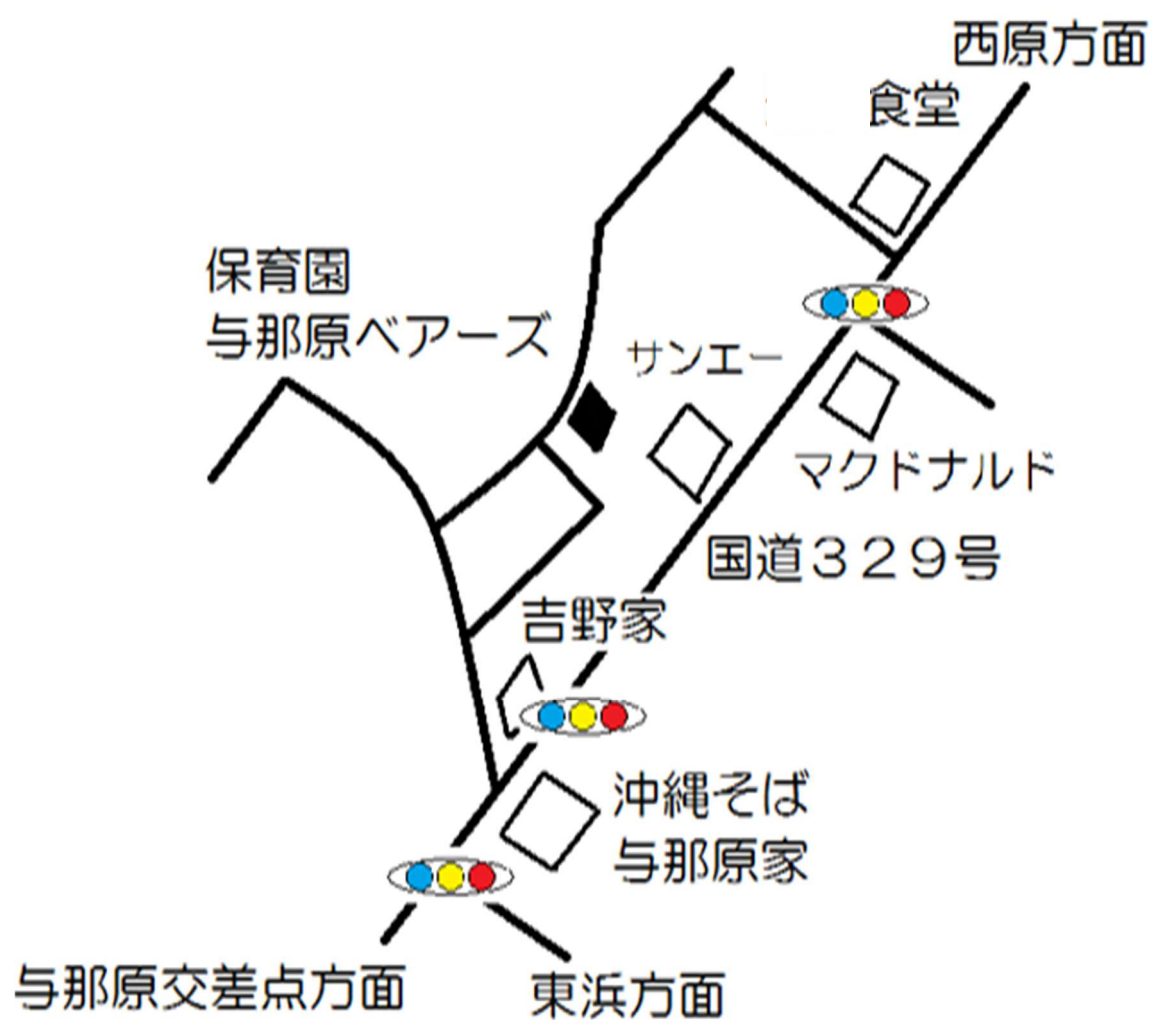


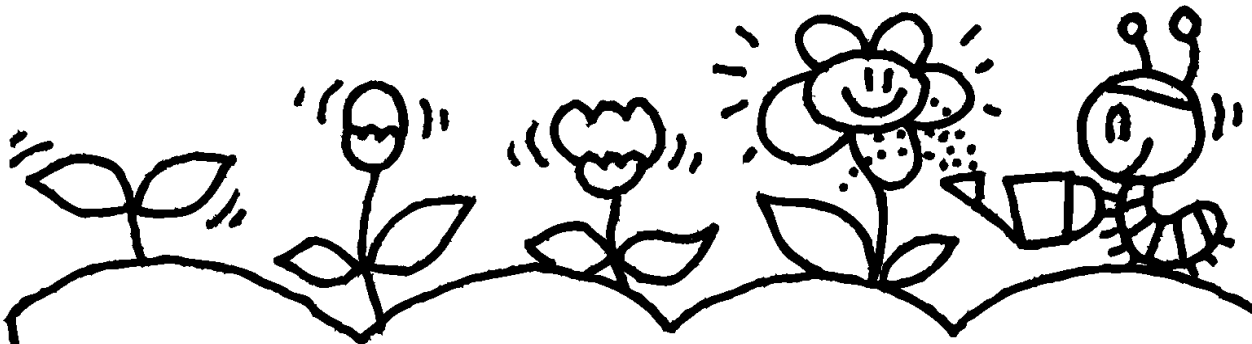
2021年度 保育園しおり



社会福祉法人 尚徳福社会
保育園与那原ベアーズ

〒901-1303 沖縄県島尻郡与那原町字与那原1186-1
TEL 098-975-7557 FAX 098-975-7558





はじめに

お子様の保育園での生活が居心地の良いものとなるように、保護者の皆様と協力し合ってより良い保育を進めていきたいと思えます。

保育園は、保護者の皆様が仕事や病気でお子様の養育ができない場合に、児童福祉法にもとづいて保護者に代わってお子様をお預かりし保育する所です。

0歳～6歳まで、集団生活のなかで年齢にふさわしい養護と教育を行ないます。家庭と保育園が連携し共に育てていきましょう。

乳幼児期は人格形成の最も大切な時期です。一緒に考え合いながらお子様の健やかな成長を援助していきましょう。

お子様が生き生きと、楽しい保育園生活を送る事ができるように努めていきたいと思っております。ご心配なこと、ご不安なこと、疑問などがありましたら、どうぞご遠慮なく職員に声を掛けてくださいますようお願い致します。



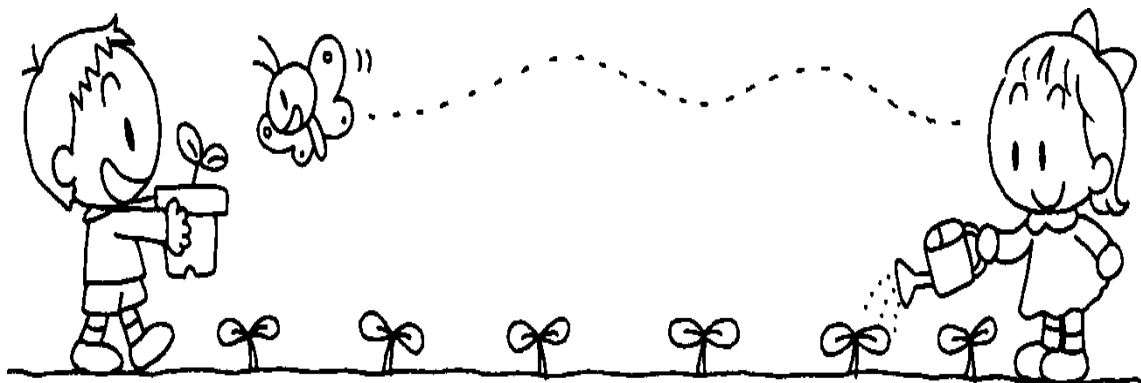
*** 目 次 ***

・事業者の運営主体

1. 保育園の概要-----
2. 保育理念・保育基本方針及び園目標-----
3. 園舎平面図-----
4. 園保育の生活時間(月～金)-----
5. 園生活の手引き-----
 - (1) 保育時間について
 - (2) 登園時間について
 - (3) 送迎について
 - (4) 登降園時(全世帯対象)に行うことについて
 - (5) 休園日について
 - (6) 保育園からの連絡等について
 - (7) 主な年間行事について
 - (8) 提出物について
 - (9) 異動届について
6. 食事について-----
 - (1) 給食内容について
 - (2) 食事時間について
 - (3) 食物アレルギーの対応について
7. 保健について-----
 - (1) 登園の目安について
 - (2) 主な保健活動
 - (3) 薬の取り扱いについて
 - (4) 保育園からの連絡の目安
 - (5) 感染症の病気について
 - (6) 予防接種について
 - (7) 保育中のケガについて
 - (8) 保険について

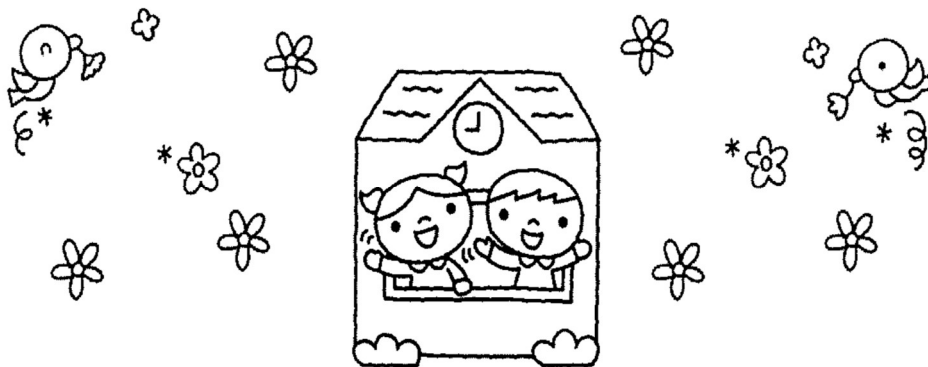
8. 非常災害時の対策-----
- (1) 避難訓練・避難場所について
 - (2) 大規模地震の警戒宣言等が発令された場合の保育園における対策について
 - (3) 台風における対応について
9. 持ち物について -----
10. 利用料（主食・延長保育）について-----
- (1) 主食について
 - (2) 延長保育の利用料・間食について
 - (3) 利用料について
11. 利用料の徴収方法について -----
12. 申請書書類
(様式1) 延長保育利用 申請書
13. 登園許可証明書・登園届について -----

個人情報について 苦情解決制度(保育サービス改善のためのシステム)
小学校との連携 地域活動事業 特別支援事業 一時保育事業



事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 ニ) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護等事業の経営 ヘ) 病児保育事業の経営 ト) 一時預かり事業の経営

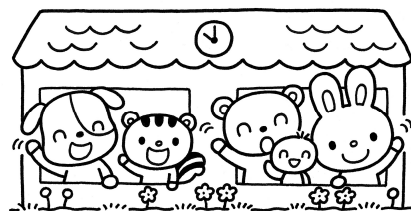


1. 保育園概要

名称 社会福祉法人 尚徳福祉会 保育園与那原ベアーズ
所在地 沖縄県島尻郡与那原町字与那原 1186-1
TEL 098-975-7557
FAX 098-975-7558

開園年月日 2017年4月1日

施設 鉄筋コンクリート2階建
面積 敷地 883.01 m²
床面積 806.47 m²
園庭 256.10 m²



定員 100名

年齢別定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
6名	18名	18名	20名	20名	18名	100名

職員数 園長1名 主任2名 保育士15名 看護師1名
栄養士1名 事務員1名 保育補助5名 調理員4名

嘱託小児科医 太田小児科医院
住所 沖縄県中頭郡西原町小橋川 164-1 (TEL) 098-946-5081

(医師) ^{たき} 瀧 ^{いずみ} 泉 先生

嘱託歯科医 池田歯科クリニック
住所 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 435-3 (TEL) 098-914-3523

(歯科医師) ^{いけだ} 池田 ^{みこ} 美子 先生

2. 保育理念・保育基本方針及び園目標

保育理念

- ① 子どもたち一人ひとりの人権と主体性を尊重しながら、健やかな成長発達を保障します。
- ② 保護者や地域と力を合わせ、子どもの最善の利益と福祉を増進し、合わせて地域における家庭援助を行います。
- ③ 職員は、子どもたちを心豊かに受容しながら、保育の質の向上を図ります。

保育基本方針

- ① 子どもが中心の、子どものための保育を進めていきます。
- ② 子どもたちが自分で考え、判断し、行動できるように支援していきます。
- ③ すべての保護者との信頼関係を築き、家庭との連携をとる中で、子どもが安心できる生活を送れるようにします。
- ④ 子育て支援活動事業や、地域活動事業等、様々な体験を通して、豊かな感性、社会性を育みます。

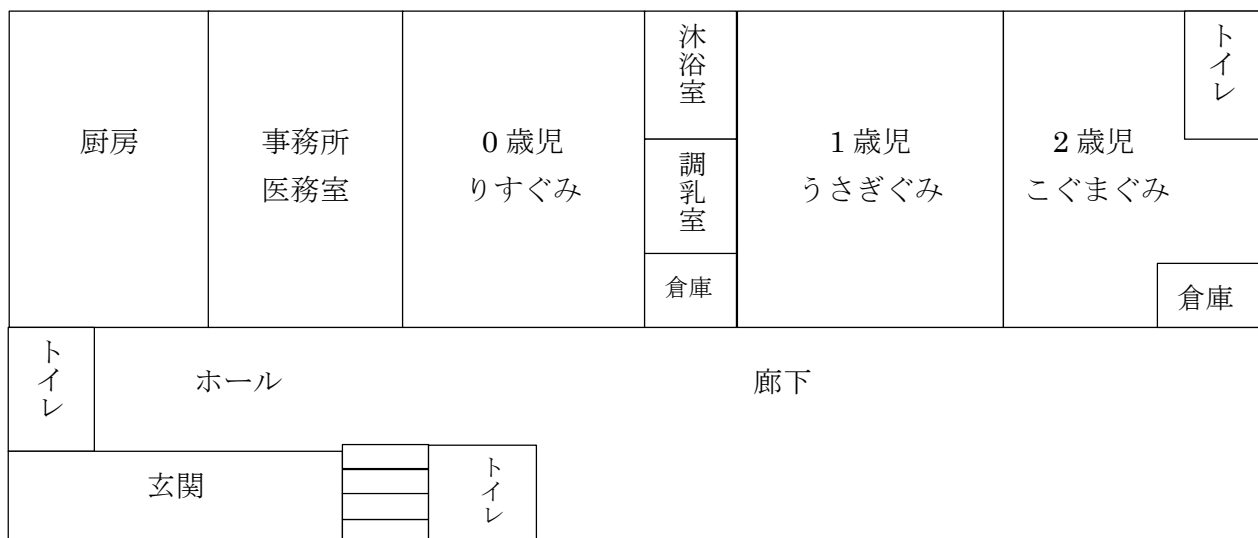
保育目標

- ① 保育園が楽しい
- ② 心身ともに健康でのびのびと遊ぶ
- ③ 自分の思いや考えを素直に表現できる

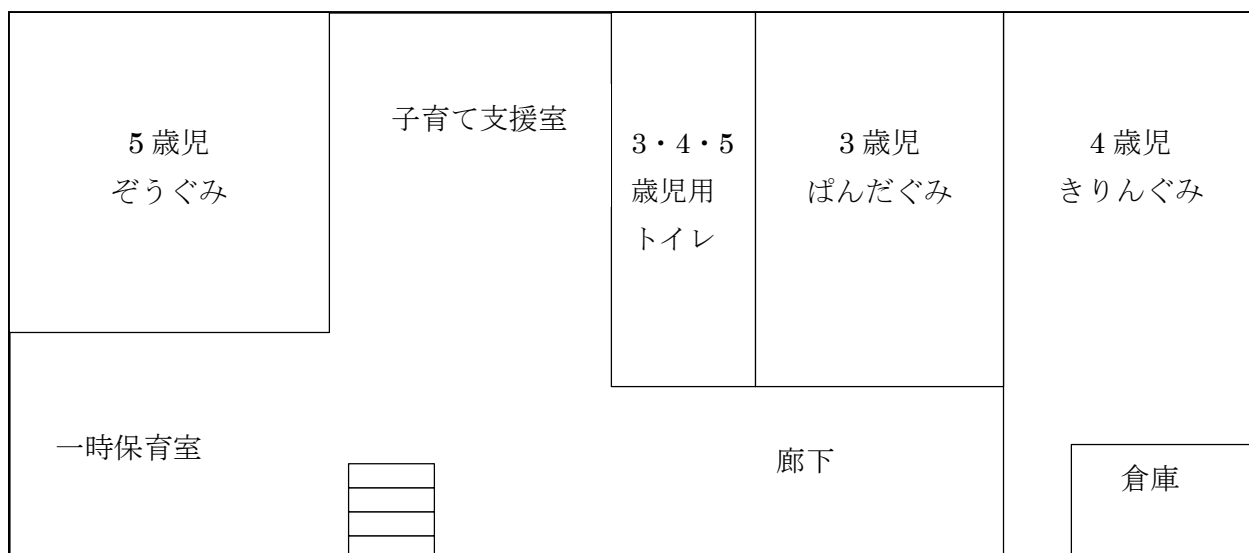


3. 園舎平面図

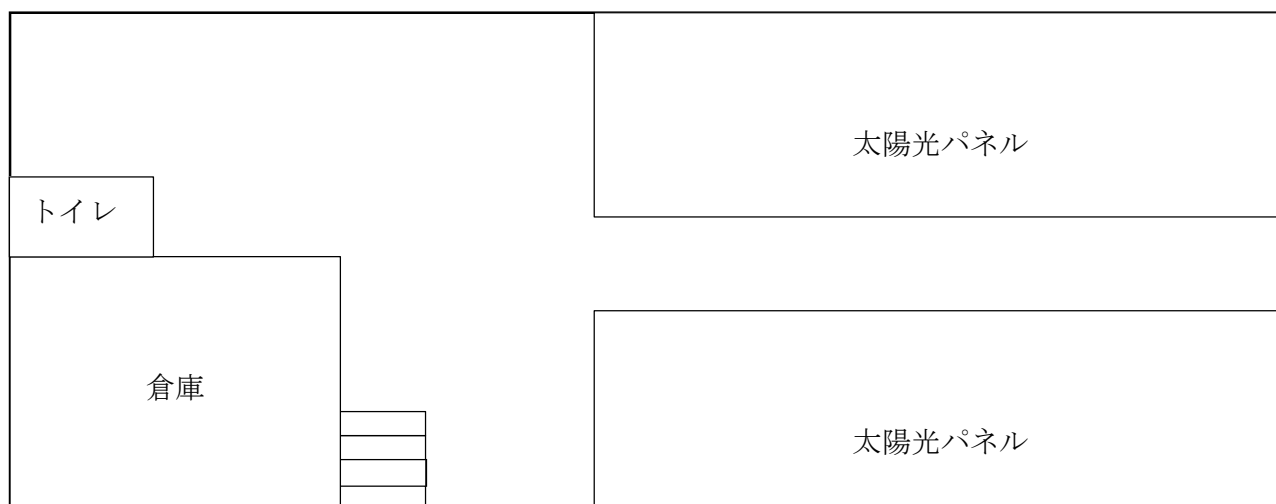
【1階】



【2階】



【3階 屋上】



4. 保育園の生活時間（月～金）

保育 短時間	保育 標準時間	時間	0歳児	1・2歳児	3.4.5歳児		
時間延長 サービス		7:00	順次登園	順次登園	順次登園		
		7:30	視診	視診	視診		
		8:30	おやつ	おやつ	遊び		
保育 短時間	保育 標準時間	9:00	遊び	遊び	遊び		
		10:00					
		11:00	給食 沐浴	給食 体拭き			
		11:30	睡眠	睡眠	給食 体拭き		
		12:00			睡眠		
		12:30					
		14:30	目覚め	目覚め	目覚め		
		15:00	おやつ	おやつ	おやつ		
		15:30	着替え	着替え	着替え		
		時間延長 サービス		17:00	遊び 視診	遊び 視診	遊び 視診
					順次降園	順次降園	順次降園
時間延長 サービス	18:01		延長保育 間食	延長保育 間食	延長保育 間食		
	19:00		保育終了	保育終了	保育終了		

※ 一年を通してお子さんの個人差・年齢・活動内容・時期により多少の時間差があります。これは基本的な生活の時間の目安です。

※ 土曜日の保育時間は7:00～18:00
土曜日の延長保育はありません。





5. 園生活の手引き

(1) 保育時間について

- ① 開園時間は7:00~19:00です。18:00~19:00までは延長保育となります。職員はシフト制で保育にあたります。

保育短時間認定の方の保育時間は、9:00~17:00です。(8時間)

保育標準時間認定の方の保育時間は、7:00~18:00です。(11時間)

それぞれの保育時間を超えて保育園を利用される場合は延長保育(有料)になります。

延長保育は別途申請が必要となります。

お子様の人数に合わせた人員配置をとっているため、お申し出されている時間の変更をされる場合は、事前に届けてください。

- ② 延長保育のご利用についての詳しい内容は 『10. 利用料について』 をご覧ください。
急用で早く登園する場合や、お迎えが予定時間を過ぎる場合または、保護者以外の方がお迎えする場合は必ずご連絡ください。
出張などで勤務先から離れる時、仕事がお休みの時などは、連絡先を必ずお知らせください。

(2) 登園時間について

登園は9時半までをお願いします。遅くなる時やお休みをする際は、9時半までに連絡をしてください。登園時には必ず職員に声をかけ、お子さんの健康状態をお伝えください。

病気の場合は、症状を詳しくお知らせください。

(3) 送迎について

- ① 原則として事前に決められた方が送迎を行ってください。
- ② いつもと違う方がお迎えに来られる時は事前にご連絡ください。尚、連絡がない場合は、お引き渡しできないこともあります。連絡なしで初めての方のお迎えの場合、一旦保護者の方に連絡を入れて確認をとる場合がございますので、ご理解ください。
- ③ 兄弟(小学生)のみの送迎は行わないで下さい。
- ④ セキュリティーの解除は大人が行って下さい。(お子さんには教えるはけません。)

(4) 登降園時(全世帯対象) に行うことについて

- ① 降園予定時間を毎日、連絡ノートにご記入ください。
- ② ナンバーキーの設置により、各自ナンバーを押しての出入りとなります。ナンバーについては、安全のため不定期に変更いたします。変更の際は前もってお知らせいたします。(防犯のため施錠を原則といたします。) ナンバーを忘れた場合は、門扉横のインターフォンでお知らせください。
- ③ 毎日、登降園時に大人の方がタイムカードを押してください。お迎え時はタイムカードを押した後、担任または遅番職員にタイムカードを渡してください。
- ④ 登降園の際は、お子さんを黙っておいていたり、連れて帰ったりせず、必ず職員に声をかけてください。職員の方でも登降園時間の確認をしています。
- ⑤ 自転車を利用される方は、出入りの妨げにならないよう安全面に十分気をつけてください。
- ⑥ 子どもの安全のために、門扉の鍵は、忘れずに大人がかけてください。
- ⑦ 駐車場など車の往来が激しい場所では、お子さんが飛び出さないように、手をしっかり握ってください。

(5) 休園日について

日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始（12月29日～1月3日）は休園となります。

(6) 保育園からの連絡等について

- ① 年間の行事等については「年間計画表」、月の園の予定については「園だより」をご覧ください。また、ほけんだより・給食だよりも随時発行しますので参考にしてください。
- ② 連絡ノートは保育園で用意しますので、利用してください。連絡事項などは毎日目を通し確認の上、記入しお持ちください。保育園からは確認印だけの場合もありますがご了承ください。できるだけ口頭での連絡等をしたいと思えます。
- ③ クラス掲示も、日々ご確認いただきますようお願いいたします。

(7) 主な年間行事について

保育園では、日常の保育と調和のとれた内容の各種行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるように配慮して実施しています。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いを持たせたいと考えています。

 4 入園・進級を祝う会	 5	 6	 7 七夕の集い
 8	 9 運動会 (3、4、5歳児)	 10	 11 園外保育 (4、5歳児)
 12 おたのしみ会 おゆうぎ会	 1 ムーチー	 2 豆まき	 3 ひなまつりの集い 園外保育 卒園式
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 : 月1回 (第3水曜日) ・避難訓練 : 月1回 ・内科検診 (前期・後期/年2回) ・歯科検診 (前期・後期/年2回) ・身体測定 : 月1回 		

*上記の年間行事は実施月が変更となる場合があります。

*クラス懇談会・個人面談も行います。日程等については随時お知らせします。

*保育参加 (毎週水曜日) ※保育参加に来られる方は事前にお伝えください。

*0、1、2歳児の親子参観は平日の午前中を利用して行います。

(8) 提出物について 提出物は指定期日を守って、ご提出をお願いいたします。

(9) 異動届について

勤務先の変更・家族構成の変更・転居・退園希望などがありましたら、園にお申し出ください。また、産休や育休に入られる場合も、園にお申し出ください。



6. 食事について

保育園では、子どもたちが少しでも食べ物に親しみ、興味をもって楽しく食べることを通じて食生活の自立を目指します。

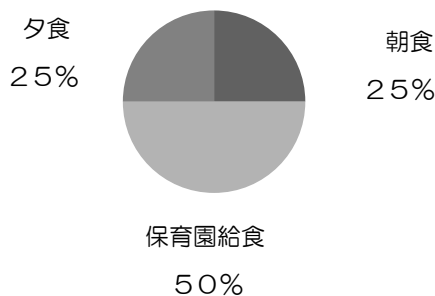
(1) 給食内容について

給食の基本は生きた食教育(食育の教材)です。そのために季節感(旬の味)行事食、様々な食品、味、郷土料理、世界の名物料理を伝えていきたいと考えています。又栄養価が整い安心・安全おいしい給食、地産地消など取り入れ和・洋・中、味のバランスや調理形態など、子どもたちが喜び食べやすいものを、提供いたします。さらに各年齢に合わせた給与栄養目標量を満たした献立を考えます。

昼食・おやつを合わせて、乳児は一日に必要な栄養量の約50%、幼児は約45%を目標に献立を作成します。毎月25日に次の月の献立表を配布しますので、食材の確認をし未摂取の場合はお試し下さい。

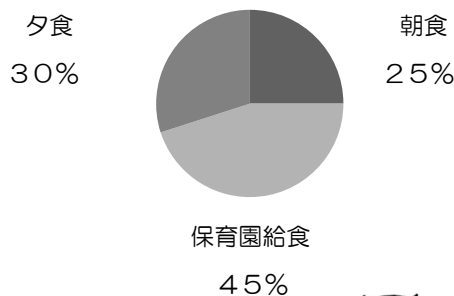
(乳児) 0～2歳児：完全給食

(主食・おかず・汁物)



(幼児) 3～5歳児：完全給食

(主食・おかず・汁物)



(2) 食事時間について

年齢区分	午前おやつ	昼食	午後おやつ	間食
0歳児	9:00～9:20	10:30～11:00	14:30～15:00	18:00
乳児1・2歳児	9:00～9:20	10:45～11:15	15:00	18:00
幼児3～5歳児		11:30～11:45	15:00	18:00

子どもたちの成長を見ながら順次遅くしています

(3) 食物アレルギーの対応について

アレルギーのあるお子さまについては、医師の診断や指示に基づき、園長、主任、担任、栄養士、看護師と連携をとり、保護者の方と相談しながら対応させていただきます。

食物アレルギーの予防として除去食を行い、代替となる食品を取り入れ、栄養のバランスをとるようにします。

7. 保健について

子どもたちが元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が寄り添いながら生活していきたいと思っております。健康に関しては、個人を大切にすると共に集団生活に関してお願い事項もたくさんありますがご協力をお願いします。

(1) 登園の目安について

朝は集団生活ができる状態での登園をお願いします。

[参考ポイント] 機嫌・食欲・睡眠状態・発熱・鼻水や目やに
下痢・便秘・腹痛・吐き気や嘔吐・発疹

(2) 主な保健活動

身体測定（毎月、但し生後6ヶ月までは2週間に1回行います）

頭囲・胸囲（4月・10月）

内科健診（年2回）：嘱託医により

歯科検診（年2回）：嘱託医により

尿検査（年2回） 蟯虫検査（年1回）

保健だよりの発行（月1回、必要時適時発行）

※結果は、“健康カード”にて、お知らせ致します。

ご覧になりましたら、サインをして速やかに保育園に返却下さい。（保育園で保管）

(3) 薬の取り扱いについて

市販の飲み薬、目薬、軟膏類、貼り薬、座薬、虫よけスプレーや虫よけパッチ・リングなどお預かりできません。日焼け止めはご家庭で塗ってから登園するようお願いいたします。

風邪などの急性の病気については、各ご家庭で保護者の方が責任を持って飲ませてください。

ただし、経皮気管支拡張剤（ホクナリンテープ）の使用は24時間薬効があるため、そのまま登園をして頂いても構いませんが、使用している時は必ず連絡帳にご記入ください。

慢性疾患については、園児が薬を服用することで通常の生活を過ごすことができる場合には、医師と保護者の指示に従い与薬することもあります。

体調不良で受診する際には、医師に保育園に通っていることを伝え『分2処方』（1日2回の処方）『分3処方』でも朝、帰宅後、寝る前となるようにお伝え下さい。

ご家庭で薬を服用して登園した際は、お知らせ下さい。以前処方された薬はお預かり出来ません。

(4) 保育園からの連絡の目安

☆ 体温が37.6℃以上になりましたら状態を報告させていただき、38.0℃以上の発熱でお迎えをお願いしています。（子どもの状態や様子によって異なる）

☆ 熱性けいれんのあるお子さんは、37.6℃以上になりましたらお迎えをお願いします。（子どもの状態や様子によって異なる）

☆ 下記の状態ではご連絡させていただき、受診をお願いする事もあります。

目の充血や目やに、下痢や嘔吐、体の発疹、耳下の腫れ⇒感染症が心配です。

咳や、極端な不機嫌さや元気がないなどお子さんの様子を見て判断させていただくことがあります。

☆ 24時間以内に38℃以上の熱があつたり、熱性けいれん予防薬（ダイアップ）を使用した場合は休ませることが望ましい。

(5) 感染症の病気について

①登園停止の病気

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヵ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患の場合は、保育園には登園できません。「登園許可証明書」が必要ですので再受診をし、医療機関で記入して頂いた登園許可証明書を持って、登園して下さい。

※「登園許可証明書」は保育園にあります。診断された場合は必ず園にお知らせください。

②その他の感染症への対応

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
アデノウイルス	潜伏期間は 2～14 日 高熱、扁桃腺炎、結膜炎	発熱、充血等の症状が消失した後 2 日を経過していること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	感染力は弱いが発熱中は感染力がある	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度まで最も感染力が強い)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで

※厚生労働省の感染症ガイドライン

【注意】 * とびひや水いぼは、医師の指示に従って下さい。

とびひに関しては、汁によって感染するものなので、汁が他につかないようにガーゼ等で覆ってきて下さい。

* 頭シラミは、季節に関係なく帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。

かゆみを伴いますので、頭を度々かいていたら気を付けて見てください。見つけた場合は、速やかに皮膚科を受診して、駆除薬やシャンプーなどでの駆除をお願いします。

※感染症の発生や健康情報などは、注意喚起のため発生報告をクラスや玄関に掲示させていた
た
だきます。必ずご覧ください。

(6) 予防接種について

☆ 医師と相談しながら予防接種をすすめていきましょう。

☆ 接種後、異変の可能性がありますので、接種後 1 時間程度、体調の様子をみてから登園をお願い致します。

☆ 予防接種をした場合、担任（または看護師、園長、主任）までお知らせください。

(7) 保育中のケガについて

保育園で転んだり、ぶつかったりなどのケガの処置は、洗浄・絆創膏を貼る・冷やす等の応急処置程度です。

自宅に帰ったら絆創膏を剥がして傷の状態を確認し、処置してあげてください。

また、職員も十分注意していますが、病院を受診しなくてはならないケガを負ってしまった時には、すぐに保護者に連絡を取り受診先を決定いたします。連絡はいつでも取れるように心がけて下さい。

【お願い】 ※ケガを防ぐ意味でも体に合ったサイズの洋服や靴を用意してください。

※伸縮性のある素材を選びましょう。

※安全の為、フードやひも、スパンコールなど装飾品付きの衣服は避けてください。

※爪は短く切っておいてください。

※髪留めは、硬いものや、鋭角の物は避けてください。

【病院を受診する場合】

☆ 保護者の方にお子さんの状態を報告させて頂きます。受診病院は、相談の上決定します。

☆ ケガの程度によっては、保護者の方に病院にお越しいただく場合があります。

☆ 受診する際は、保険証を使用させていただきます。

☆ 受診にあたり、【災害給付制度】を適用できる場合があります。

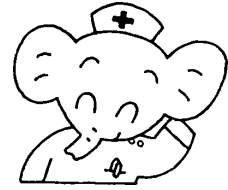
SIDS（乳幼児突然死症候群）について

0、1、2歳児クラスは、年間を通し睡眠時の確認をしております。

(8) 保険について

管理責任者として以下の保障制度（保険）に加入しています。

- ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）
- ② ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）



① 独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）

【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額1/10」を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・保育園給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （登降園中の災害の場合 2,000万円～44万円）
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合 1,500万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合 1,500万円）
	保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円（登降園中の災害の場合も同様）

②ほいくのほけん(全国私立保育園連盟) 【保育園賠償責任保険・保育園児団体傷害保険】

※地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1000万円
		生産物	1事故	1000万円（保険期間中）
	見舞金費用		1名	10万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1事故	10万円
	管理財物補償		1事故	100万円
人格権侵害補償		1名・50万円	1事故・1000万円	
園児団体障害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害			230万円
	入院	1日あたり		3000円
	通院	1日あたり		2000円
	0-157等	補償		有り

※保険料につきましては、変更することがあります。



8. 非常災害時の対策

(1) 避難訓練・避難場所について

- ① 予測なしで発生する地震や火災、その他の事故災害から子どもを守るため、月1回避難訓練を実施しています。

* **第一避難場所**：保育園与那原ベアーズ屋上

* **第二避難場所**：与那原近隣公園

上記のように保育園与那原ベアーズ屋上が避難場所となっていますが、状況により避難場所が変更になる可能性があります。できるだけ早くメール配信もいたしますのでご確認ください。

(非常食が保育園に備蓄してありますので、保育園が安全な場合はできるだけ動かないようにします。)

- ② 災害が発生した場合は、身の安全を第一に考え、気をつけてお迎えに来てください。

保護者が迎えに来ることができない場合を想定して、あらかじめ協力者を決めるなど、家庭や知人との連携をとっておくとよいと思います。

(2) 大規模地震の警戒宣言等が発令された場合の保育園における対策について

大規模地震については、事前に警戒宣言又は判定会の情報が発せられることになっておりますが、万一これらの情報が発せられた場合、相当な混乱が予想されます。

そのため、あらかじめ保育園が取れる対策についてお知らせしておきたいと思います。乳幼児のための施設であるという特性をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

警戒宣言等発令時の保育園の対策

警戒宣言時	園児の状況	園のとり方
判定会の招集又は警戒宣言の発令	登園前	臨時休園とします
	在園時	あらかじめ定めてある連絡方法により、保護者の皆さんに連絡しますので、連絡があり次第お迎えに来てください。 以後は臨時休園とします。
※臨時休園の期間は警戒宣言等が解除されるまでです。		

(3) 台風における対応について

下記についての内容は、台風接近の可能性がある場合、事前に保護者にお知らせとして配布します。

保育停止

1. 台風接近及び暴風警報発令により、テレビのテロップ及びラジオ等に小・中・高校の臨時休校のお知らせがあった場合は、保育所も臨時休園となりますので気をつけて視聴してください。
2. 台風接近により、午前中の保育時間内に「暴風警報」の発令が予測される場合、臨時休園になることがあります。その際は、前日もしくは当日にお便りやメールなどで事前に保護者へご連絡いたします。
3. 保育開始後に「暴風警報が発令」された場合は、臨時休園となります。その際、保護者の方にご連絡いたしますので、お子様のお迎えをお願い致します。

保育実施

1. 保育開始時間1時間前（6時）までに「暴風警報が解除」された場合は、通常保育となります。（給食もあります。）
2. 保育開始時間（7時）から午後3時までに「暴風警報が解除」された場合は、その1時間後に保育開始となります。
ただし、給食については、午前10時までに「暴風警報が解除」になった場合は保育園で軽食を用意します。

※ 午後3時以降に「暴風警報が解除」された場合は、そのまま休園となります。



9. 持ち物について

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
フェイスタオル	○	○	○	○	○	○
ハンドタオル (枚数はクラスに応じて異なります)	○	○	○	○	○	○
食事用エプロン	○	○	△	△	△	△
紙オムツ・紙パンツ (5～7枚程度) ※すべてに名前を記入してください。	○	○	○	△	△	△
着替え (肌着・Tシャツ・ズボン・綿パンツ)	○	○	○	○	○	○
連絡ノート	○	○	○	○	○	○
汚れ物入れ袋 (防水性のあるショップバッグなど)	○	○	○	○	○	○
歯ブラシ				○	○	○
コップ + コップ入れ袋				○	○	○

※ △は、必要に応じて準備してもらう物です。

※ 敷き布団は保育園で用意します。

タオルケットや毛布、おねしょマット (防水性のある物) はご家庭でご準備下さい。

☆お願い☆

- ① 持ち物には見やすい場所に、名前を大きく書きましょう
- ② 名前が落ちないように、油性ペン等を利用して記名をお願いします。
- ③ 持ち物全てに、名前を記入してください。

10. 利用料（主食・副食・延長保育）について

(1) 主食・副食について

主食費は月額 1,000 円、副食費は月額 4,500 円となっています。

主食費、副食費、合わせて給食費として保育園で徴収いたします。

給食費は、3 歳児～5 歳児の児童のみです。

給食費 5,500 円／月額（日割り計算はできません）

(2) 延長保育の利用料について

延長保育とは、設定された保育時間を超えてお子さまをお預かりする事業です。延長保育の利用には下表のように料金が発生します。当園としてはお子さまの健康を第一に考えますので、延長保育（緊急時利用も含む）の時間になりましたら間食を提供いたします。

なお、間食が不要な方は事前にご相談下さい。

(3) 利用料について

- 延長保育を希望される場合には、それぞれ申請書の提出をお願いいたします。
- 申請書は、前月の 20 日までにご提出ください。

[提出が必要な書類]

◎ 延長保育利用申請書-----（様式 1）

※申請書類についての対応、提出は事務所にお願い致します。

利用登録	<ul style="list-style-type: none">・ご利用は、原則<u>事前登録制</u>です。・延長保育をご利用される方は、「延長保育利用申請書」の提出をお願いいたします。（前月の 20 日までに提出してください。）
利用料	<ul style="list-style-type: none">・ ¥ 3 0 0 / 1 時間・ ¥ 3, 0 0 0 / 月（1 時間利用）・ ¥ 6 0 0 / 2 時間・ ¥ 6, 0 0 0 / 月（2 時間利用）



☆短時間保育認定の方の保育時間は基本的に9：00～17：00までとなります。

与那原町 子育て支援課より

例（9：00～17：00で利用の場合）

7:00	8:00	9:00		17:00	17:01		18:01	19:00
延長保育(有料)		設定保育時間				延長保育(有料)		
①	②					③	④	⑤
							間食	

☆標準時間保育認定の方

7:00	8:00	9:00		18:00	18:01	19:00
設定保育時間					延長保育(有料)	
					④	⑤
					間食	

- ① 登降園の際はタイムレコーダーで、タイムカードを押してしてください。
※故障の原因になりますのでタイムカードは必ず大人の方が押してください。
- ② 延長保育の申請書を提出されていない方は、利用の際に提出をお願い致します。



1 1. 利用料の徴収方法について

- 利用料には、幼児主食・給食代金、延長利用料、写真代、連絡帳カバー、独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金等が含まれます。
- 利用料請求額のご案内は2か月に1度お渡しします。
- 利用料のお支払いについては、口座振替か電子決済でお願いします。

お支払い方法	
口座振替の場合	2か月分月末締め、翌々月10日に口座振替(奇数月の10日) <例> ※4・5月利用分 → 合計金額を7月10日に口座引落 ※卒園時(2・3月分)の利用分→卒園後の5月に口座から 引き落としされますのでご理解ください。 ※退園時は、退園月利用分を退園後に引き落としされます。
電子決済の場合	2か月分月末締め、翌々月10日までに事務所にて電子決済でのお支払いをお願いします。 <例> ※4・5月利用分→合計金額を7月10日までにお支払いください。転園児、卒園児は月末で精算できるようにいたします。

- 主食については月単位での金額になりますので、利用回数での日割り計算はできません。
- ※ 手数料負担軽減の目的で、2か月分まとめて、2か月後に請求させていただきますので御協力をお願いいたします。途中退園された方についても同様に行う予定です。
- ※ 尚徳福祉会では口座振替を株式会社ジェーシービーへ委託しております。引き落としの際はJCB ゴウキンと表示されます。
- ※ 【ご利用可能金融機関】

琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	ゆうちょ銀行
------	------	--------	--------

※保育料は与那原町より引き落としされます。保育料についてのお問い合わせは与那原町子育て支援課までご連絡をお願いします。

申請書類（様式1）

延長保育利用 申請書

年 月 日

保育園与那原ベアーズ園長殿

保護者氏名 _____

クラス _____ 園児氏名 _____

下記の通り、延長保育の利用申請をいたします。

変更開始年月： _____ 年 _____ 月 から _____

<延長保育時間> (短時間認定) ◎該当する欄に○をしてください。

利用時間区分		利用
①	7:00~7:59	
②	8:00~8:59	
③	17:01~18:00	
④	18:01~19:00	

利用料	・ ¥ 3 0 0 / 1 時間	・ ¥ 3,000 / 月 (1時間利用)
	・ ¥ 6 0 0 / 2 時間	・ ¥ 6,000 / 月 (2時間利用)

<延長保育利用の申請>

◎申請理由

	就労時間 () は土曜日	通勤時間
父	午前 時 分~午後 時 分 (午前 時 分~午後 時 分)	時間 分
母	午前 時 分~午後 時 分 (午前 時 分~午後 時 分)	時間 分

登園許可証明書（医師用）

<h2 style="margin: 0;">登園許可証明書</h2>		
保育園与那原ベアーズ 園長殿		
クラス _____	児童名 _____	
病名: _____		
上記の者、 年 月 日から頭書の疾病で療養中のところ軽快 したので、 年 月 日から登園してよいことを証明する。		
年 月 日		
住 所		
医師氏名		印

【参考】医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発病 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日目から耳下線腫脹後 4 日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、全身状態が良好になるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸炎感染症(O157, O26, O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

登園許可証明書（保護者用）

登園の際に、下記の登園届の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、お子さまの全身状態が良好であることが基準となります。）

登園届（保護者記入）		
保育園与那原ベアーズ 園長殿		
	クラス	児童氏名
病名	_____	
	年	月
		日、
医療機関名	_____において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。		
保護者名	_____	
	印又はサイン	

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育園入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。

なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症○

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
アデノウイルス	潜伏期間は2～14日 高熱、扁桃腺炎、結膜炎	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

登園届 (保護者記入)

登園届 (保護者記入)

保育園与那原ベアーズ 園長殿

クラス _____ 児童氏名 _____

年 月 日

医療機関名 [_____] において

病名 [インフルエンザ _____ 型] と診断され、

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名 _____ 印又はサイン _____

【登園停止期間早見表】

日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
昼の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
発症後 1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園可能		
	登園停止→								
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
	登園停止→								
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
	登園停止→								
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能
	登園停止→								

※保護者は1日3回以上体温測定を行い上記の表に記入してください。

(一時的に解熱しても再び発熱することがあるので、登園可能日まで1日3回測定してください。)

※発熱とは37.5℃以上のことをいいます。

※登園停止期間中は、症状が軽度であっても厚生労働省により集団生活はできないと定められています。

※登園停止期間は【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで】です。

※【登園停止期間早見表】に従い登園可能日から登園可能と判断します。

個人情報について

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、下記の個人情報取扱指針に従って個人情報の重要性を認識し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをします。入園時提出していただく書類につきましても個人情報保護法に基づいて目的以外には使用いたしません。保育上（写真、園だよりに掲載する名前など）における個人情報につきましては、随時確認させていただきます。

個人情報の取り扱い

運営上必要な範囲内で、かつ適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（取得方法の例）

- ・入園にあたり必要書類にご記入・ご提出いただくことによる取得
- ・お問い合わせに対応するために電話の内容を記録することによる取得

個人情報の利用目的

取得した個人情報を次の目的（以下、利用目的）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的を変更する場合にはその内容をご本人に通知するか、掲示等により公表します。

- ・日常の保育を実施するにあたって必要な範囲での利用、管理
ロッカー、お誕生日カード、連絡ノート、
児童の健康管理に伴う園の嘱託医・歯科医への情報提供、
在園児保護者に配布する園からのおたよりなど保育に関する園内書類への掲載
- ・当法人が取り扱う保育サービスの案内、それに付帯・関連する各種案内・提供・管理
- ・問い合わせ、依頼等への対応
- ・その他、保護者の皆様との連絡・連携を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保護者の同意を得るものとします。

個人データの第三者への提供

以下の場合を除き、保護者の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当法人の運営遂行上必要な範囲内で、行政機関・業務委託先に提供する場合

<個人情報保護法第16条第3項>

- 一、法令に基づく場合
- 二、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えておりますので、日頃より気になること、疑問に思うことなどを教えていただきたいと思います。保育の質の向上の「気づき」と捉えて保育に活かしていきます。

1、目的

・利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めるとともに利用者の権利を擁護します。

・客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

・サービスの改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

2、苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの苦情・不満・意見・要望などの申し出をいいます。

3、保育園の苦情受付相談の体制

(1) 苦情受付担当者は主任保育士、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見・苦情などは随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

(2) 苦情解決第三者委員は、法人が委託し2名の委員がおります。

苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立会また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方へ申し出を行うことができます。

(3) 法人のホームページから、直接本部に問い合わせることができます。

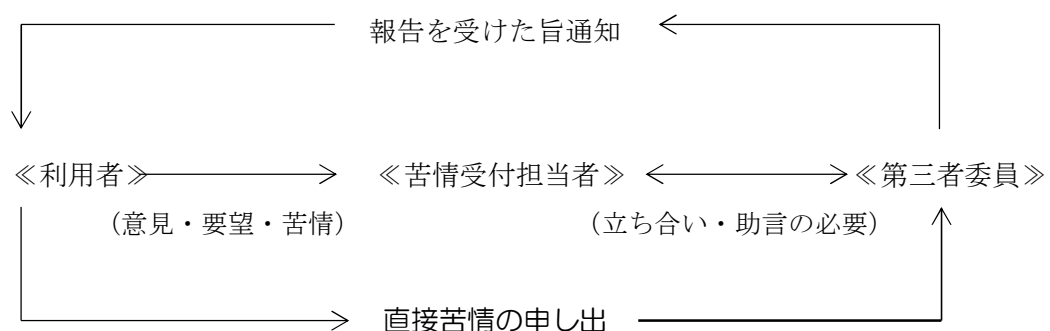
社会福祉法人尚徳福祉会ホームページ [【http://sfg21.com/】](http://sfg21.com/)

4、苦情解決第三者委員

・宮平 正傳（町議員） 電話番号：098-944-2295

・比嘉 栄子（元高校教師）電話番号：098-945-1693

5、苦情解決のための仕組み



特別支援保育事業

- ・ 障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行います。利用する子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行います。
- ・ 支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用する子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努めます。
- ・ 保育方針、園児の成長、健康、栄養状況や行動等について、職員と保護者との連携を密にして取り組みます。
- ・ 必要に応じて、専門機関からの指導や助言を受けながら対応にあたります。

一時預かり事業

一時預かり事業とは、保護者等のパート就労や疾病・入院等により、一時的に日中家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、保育園で就学前のお子さんをお預かり（保育）する制度です。

利用方法は、あらかじめ保育園に『利用登録申請』を行い、利用時には予約後必要な書類を添付してご利用いただきます。

小学校との連携

保育園と小学校の関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めます。

地域活動事業

異年齢児交流、郷土文化伝承活動や家庭への育児講座等を行います。